

平成31年度税制改正速報 (個人事業者の事業用資産に係る納税猶予等) (その6)

平成31年度税制改正において、既存の事業用小規模宅地特例との選択適用を前提に、10年間(平成31年1月1日から平成40年(2028年)12月31日まで)の時限措置として新たな納税猶予制度を創設し、事業用の宅地、建物、その他一定の減価償却資産について、課税価格の100%に対応する額を納税猶予する制度が創設されます。

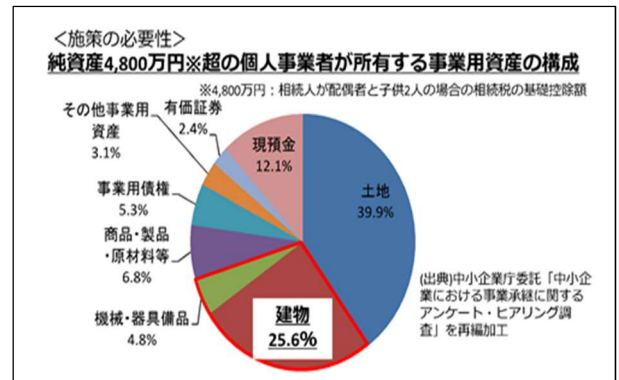
そこで、今回はその制度の概要について解説することとします。

1. 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度創設の背景

経済産業省の要望によると、個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設等について、以下のように要望しています。

① 個人事業者は需要の開拓や個人の能力の発揮、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献する重要な存在であり、個人事業者の「事業の持続的な発展」のため、**事業承継の円滑化が必要**。

② 個人事業者は一般的に資金力が低く、**事業承継時の税負担のために事業継続に必要不可欠な事業用資産を売却しなければならない事態を防ぐための措置を講ずる必要がある**。



2. 個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度の概要

認定相続人が、相続等により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税が猶予されます。この特例の適用を受けるためには、被相続人は相続開始前において、認定相続人は相続開始後において、それぞれ青色申告の承認を受けていなければならないなどの要件が定められています。

(注1) 認定相続人とは、承継計画に記載された後継者であって経営承継円滑化法の認定を受けた者をいいます。

(注2) 特定事業用資産とは、被相続人の事業(不動産貸付事業等を除く。)の用に供されていた土地(400㎡までの部分に限る。)、建物(床面積800㎡までの部分に限る。))及び建物以外の一定の減価償却資産で、青色申告書添付の貸借対照表に計上されているものをいいます。

(注3) 承継計画とは、平成31年4月1日から平成36年(2024年)3月31日までの間に、認定経営革新等支援機関の指導等により作成された計画で都道府県に提出されたものをいいます。

猶予税額の計算方法は、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例と同様とされます。なお、この納税猶予の適用を受ける場合には、特定事業用宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受けることはできません。

猶予された税額は、認定相続人が、その死亡の時まで、特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合や、一定の身体障害者等に該当したときには全額免除されます。一方、認定相続人が、特定事業用資産に係る事業を廃止した場合等には猶予税額の全額を、認定相続人が、特定事業用資産の譲渡等した場合には、その譲渡等をした部分に対応する猶予税額を納付しなければなりません。

3. 個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の概要

認定受贈者(18歳(平成34年(2022年)3月31日までの贈与については、20歳)以上である者)が、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定受贈者が納付すべき贈与税額のうち、贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納付を猶予することとしました。

なお、贈与者死亡時には、特定事業用資産をその贈与者から相続等により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税を計算することとされます。その際、都道府県の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予の適用を受けることができます。

4. 特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例の見直し

特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等(その宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、その宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く。)を除外することとされました。

この改正は、平成31年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については適用されません。

(文責：山本和義)